



令和4年5月31日

タクシー運賃の改定申請について  
(香川県小豆島地区)

令和4年5月30日、香川県小豆郡でタクシー事業を経営する2社から、下記の内容によるタクシー運賃の改定申請書(現在の自動認可運賃の上限運賃を上回る運賃変更認可申請)が香川運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を申請受付期間として香川県小豆島地区の他事業者の申請を受け付け、申請事業者の車両数の合計が法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者  
法人名：小豆島交通株式会社 (代表取締役 中村彰紀)  
住 所：香川県小豆郡土庄町甲5873-10  
  
法人名：株式会社かんかけタクシー (代表取締役 上原達也)  
住 所：香川県小豆郡小豆島町草壁本町602-28
2. 申請概要  
初乗り運賃及び加算運賃  
(申請) 普通車 1. 5kmまで700円  
232~236mごとに100円  
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする  
  
(現行) 小型車 1. 5kmまで570円  
330mごとに100円  
中型車 1. 5kmまで580円  
282mごとに100円
3. 運賃適用地域 香川県小豆島地区(香川県小豆郡及び香川郡直島町)
4. 香川県小豆島地区事業者数及び車両数(5月30日現在)  
事業者数 5社  
車両数(一般車) 38両

(問い合わせ先)

四国運輸局 自動車交通部 旅客課

担当者：村上、櫻又

電話：087-802-6771

## 1 今後の予定

令和 4年 5月30日 認可申請書提出  
 ↓ (最初の申請から3ヶ月間・・・申請受付期間)  
 令和 4年 8月29日 受付期間終了  
 ↓ (運賃改定審査※・・・標準処理期間5～6ヶ月)  
 新運賃の認可  
 ↓  
 新運賃の実施

※ 申請受付期間において、香川県小豆島地区における申請書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

また、上記を満たした場合においても、申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

## 2 香川県小豆島地区の運賃改定状況

認可日	実施日	改定率	
令和 元年 8月30日	令和 元年10月 1日	1.85%	消費税転嫁8%→10%
平成26年 2月28日	平成26年 4月 1日	2.86%	消費税転嫁5%→8%
平成 9年 3月14日	平成 9年 4月 1日	1.94%	消費税転嫁3%→5%
平成 7年 6月21日	平成 7年 6月29日	7.20%	